

# 「有機資材登録 申請一覧表」 記入ガイド <きのこ>

登録申請が必要な資材と提出書類などについて、申請一覧表の「使用の理由等」の番号(①～⑨)ごとに掲載しました。

2 ページは、資材リストについての説明です。

申請一覧表「記入例」も合わせてご参照ください。

## (1) 生産に使用する資材

申請一覧表の分類	資材登録が必要な資材の種類	提出が必要な書類	確認のポイント
①	種菌	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された「資材証明書」	複数の原材料から構成されている製品の場合には、それぞれの原材料について「資材証明書」が必要
②	原木	伐採場所(地区)での農薬散布(林間防鼠、松食い虫防除)が無いことが示された資料(日付入り)	森林組合などから入手
③	菌床原材料 (ふすま、米ぬかなど)	遺伝子組み換えでないこと、化学的処理がないことを示した「資材証明書」(日付入り)	
④	堆肥原材料	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された「資材証明書」	牛ふん・馬ふんなどは、排出後に殺虫剤・殺菌剤が添加されていないこと。麦わら、稲わらなどは、収穫後に化学的処理が無いこと
⑤	栄養体	「原材料」「製造工程」「日付」が明記された「資材証明書」	複数の原材料から構成されている製品の場合には、それぞれの原材料について「資材証明書」(日付入り)が必要
⑥	植菌や栽培に使用するその他の資材(栓など)	素材が分かる資料(製品仕様書など)	きのこに影響を及ぼすような化学的成分が含まれている製品は使用不可

## (2) その他 (栽培に使う容器・施設で使う殺菌剤など)

申請一覧表の分類	資材登録が必要な資材の種類	提出が必要な書類
⑦	菌床栽培袋	素材(「ポリプロピレン」「ポリエチレン」など)が分かる資料 製品仕様書など
⑧	栽培ボトル	
⑨	殺菌用薬剤 (アルコール、塩素製剤など)	製品仕様書、カタログなど

**重要な変更があります。ご確認ください。**

## 「有機JAS 適合資材リスト」掲載の資材について

有機JASに関するQ&Aの改正(2021年10月)に伴い、登録認証機関および農林水産省のホームページで公表された「有機JAS 適合資材リスト」に掲載の資材については、全ての有機JAS事業者が、証明書の取り寄せ不要で使用できるようになりました。

このため、2022年の有機資材登録では、「有機JAS 適合資材リスト」掲載の資材については、「有機資材登録 申請一覧表」へのご記入は必要ですが、資材証明書の提出は不要になります。

## 「有機JAS 適合資材リスト」掲載資材の資材登録申請方法

農水省ホームページの「有機資材リスト掲載一覧表」に掲載されていることを確認する  
( [https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki\\_shizai\\_risuto.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_shizai_risuto.html) )

農水省 資材リストで検索



「有機資材登録 申請一覧表」に資材名・メーカー名を正確に記入する



申請一覧表の「資材リスト掲載」の欄に「○」を記入する